

亀山市告示第61号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和元年9月19日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11181
- 3 路線名 能褒野21号線
- 4 供用開始の区間 能褒野町字能褒野77番22
- 5 供用開始の期日 令和元年9月19日